

有料老人ホームにおける事故発生時の報告等について

1 主 旨

老人福祉法第 29 条に規定する有料老人ホーム及び高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条第 1 項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅（以下、施設という。）を運営する事業者（以下、事業者という。）は、施設において事故が発生した場合、池田市・箕面市・豊能町・能勢町広域福祉課（以下、広域福祉課という。）等に報告等を行うことが池田市・箕面市・豊能町・能勢町有料老人ホーム設置運営指導指針で定められている。

本取り決めは、広域福祉課が所管する施設において事故が発生した場合、事業者による事故の報告が適切になされるよう、報告すべき事故等の範囲、報告の手順、報告事項等を定めるものである。

2 報告すべき事故の対象

報告すべき事故は、事業者が行うサービス提供中の事故及びサービス提供に関連する入居者の事故とする。

3 報告すべき事故の種類

- (1) 死亡事故（疾患の終末期の死亡及び老衰等の自然死を除く。）。
- (2) 医師（施設の勤務医、配置医を含む。）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故
- (3) その他サービス提供に関連して発生したと認められる事故で報告が必要と判断されるもの。
 - ①震災、風水害及び火災等の災害により、サービスの提供に影響するもの
 - ②食中毒及び感染症が発生し保健所へ届出したもの。
 - ③職員（従業者）の法令違反・不祥事等のうち、利用者の処遇に影響があるもの。
 - ④その他報告が必要と判断されるもの。

4 報告すべき事故の範囲

- (1) 事業者側の過失の有無は問わない。（入居者の自己過失による負傷等であっても、「3 報告すべき事故の種類」に該当する場合は報告する。）
- (2) 事故の程度については、入院及び医療機関で受診を要したもの（施設内の医療処置を含む。）とするが、それ以外においても家族等との間でトラブルが生じているか、あるいは生じる可能性があるかと判断されるものについては報告する。
- (3) 入居者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じ

る可能性のある場合（家族等と紛争が生じる可能性のある場合）は報告する。

(4) その他報告が必要と判断される場合。

5 報告事項及び様式等

報告事項及び様式は、別紙様式のとおりとする。

やむを得ない場合を除き、原則別紙様式で報告するものとする。

※市町村が報告様式を定めている場合は、別紙様式に掲げる報告事項が記載されていれば市町村の定めた様式で報告して差し支えないものとする。

6 報告先

(1) 保険者である市町村に報告すべきもの

「3 報告すべき事故の種類」に該当する事故すべて

(2) 事業者所在地の市町村に報告すべきもの

事故の緊急性・重大性等から報告が必要と判断される事故

(3) 広域福祉課に報告すべきもの

①骨折や出血等により縫合が必要な外傷のうち、重篤な事故

②入居者等との間で、トラブルが発生又はその恐れがあると判断される事故

③食中毒及び感染症が発生又はそれらが疑われる状況が生じ、次のア～ウの場合。

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合。

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全入居者の半数以上発生した場合。

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合。

④事故の緊急性・重大性等から報告が必要と判断される事故

⑤職員（従業者）の法令違反・不祥事等のうち、利用者の処遇に影響があるもの。

7 報告の時期・手順

(1) 事業者は、事故等の発生後、速やかに当該入居者の保険者である市町村及び必要に応じて広域福祉課へ報告を行う。

なお、緊急性・重大性の高い事故については、直ちに当該入居者の保険者である市町村及び必要に応じて広域福祉課へ電話等により報告を行い、その後文書により報告を行う。

(2) 事業者は、事故の解決が長期に及ぶ場合は、必要に応じ適宜経過報告を行い、解決した時点で文書により結果等の報告を行う。

8 その他事業者の対応

事業者は、事故発生時に適切な対応を行うための事故対応マニュアルを整備し、職員（従業者）に周知徹底する。

事業者は、発生した事故について原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるとともに、確認等を求められた場合は、再度報告を行う等、市町村及び広域福祉課の指示に従う。

(附則)

この取り決めは、令和7年6月25日から適用する。